

第 19 回 杉並区バリアフリー推進連絡会 議事録

会議名称	第 19 回杉並区バリアフリー推進連絡会
日 時	令和 4 年 10 月 21 日（金）10 時 ～ 11 時 30 分
場 所	杉並区役所 中棟 5 階 第 3 ・ 4 委員会室
出席委員	出席 33 名（代理出席含む）、欠席 5 名 <b>【学識】</b> 大原委員（副会長）、江守委員 <b>【関係団体等】</b> 西山委員、島津委員、井上委員、田中委員、内藤委員、石橋委員、谷澤委員 <b>【鉄道】</b> 沖田委員、篠田委員、篠原委員、岩澤委員 <b>【バス】</b> 与田委員、柏木委員、須田委員 <b>【警察】</b> 平井委員、江藤委員、佐藤（裕）委員 <b>【国土交通省】</b> 宮澤委員 <b>【東京都】</b> 内田委員 <b>【杉並区】</b> 井上委員（会長）、土肥野委員、郡司委員、細谷委員、白井委員、福原委員、尾田委員、塚田委員、伊藤委員、村野委員、中村委員、佐藤（正）委員
事務局	都市整備部管理課
配付資料	資料 1 第 19 回杉並区バリアフリー推進連絡会委員名簿 資料 2 席次表 資料 3 杉並区バリアフリー基本構想（素案） 資料 4 スライド資料 参考資料 1 意見照会への対応（第 18 回バリアフリー推進連絡会） 参考資料 2 ナビレンスの実証実験について 参考資料 3 グリーンスローモビリティの実証実験について
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 杉並区バリアフリー基本構想（素案）について 4 質疑応答 5 講評 6 閉会

<p>会議概要</p>	<p>1 開会</p> <p>○事務局</p> <p>「第 19 回杉並区バリアフリー推進連絡会」を開催いたします。 会議の記録のため、録音、撮影をさせていただきますのでご了承願います。 本連絡会の会長である都市整備部長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>○会長（都市整備部長）</p> <p>杉並区バリアフリー推進連絡会会長の都市整備部長の井上と申します。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本年度も半分以上が過ぎ、年度末に向けて徐々に忙しくなっているため、ご自愛いただければと思います。8月の連絡会以降の動きとして、2025年のデフリンピックの東京開催が正式決定しました。当区においても9月23日に障害者団体と共にスポーツを楽しむイベントを開催しています。パラスポーツの機運が高まってきており、今後も一層のユニバーサルデザイン、バリアフリー化に注力したいと考えています。</p> <p>本日の第19回杉並区バリアフリー推進連絡会では、この2年間のバリアフリー基本構想改定に向けて関係各所と調整し、素案を作成しましたので、皆様と共有させていただきたいと思います。本日はよろしくお願いたします</p> <p>○事務局</p> <p><b>【配布資料の確認】</b></p> <p>配布資料の確認です。本日の次第、「資料1 第19回杉並区バリアフリー推進連絡会委員名簿（令和4年10月21日現在）」、「資料2 席次表」「資料3 杉並区バリアフリー基本構想（素案）」、「資料4 スライド資料」、「参考資料1 意見照会への対応（第18回バリアフリー推進連絡会）」、「参考資料2 ナビレンスの実証実験について」、「参考資料3 グリーンスローモビリティの実証実験について」です。</p> <p>3 杉並区バリアフリー基本構想（素案）について</p> <p>○会長（都市整備部長）</p> <p>次第に沿って進めます。杉並区バリアフリー基本構想（素案）について、スライドを用いて担当からご説明します。</p> <p>○事務局</p> <p>バリアフリー基本構想（素案）について、スライドを用いてご説明いたします。</p> <p>改定版のバリアフリー基本構想の構成についてですが、全6つの章と巻末</p>
-------------	---

の資料編で構成しています。

本日は、時間の都合上、これまでの推進連絡会でご紹介してきた内容は、割愛とし、赤枠でお示ししている前段の第1章と、新たに追加した「これまでの重点整備地区の成果」、「分野別の方針」、「生活関連施設・生活関連経路の考え方」、「特定事業の個別方針」、第5章、第6章を重点的にご説明いたします。

説明にあたり、予めお配りしている資料3「杉並区バリアフリー基本構想の（素案）」の該当ページをご紹介しながら、進めて参りますので、素案と合わせてご覧いただければと存じます。

なお、前回開催の第18回杉並区バリアフリー推進連絡会にて、いただいたご意見につきましては、参考資料1として配布しております。

第1章では、素案の1、2ページに該当する「改定の背景と目的、バリアフリー基本構想の位置づけ、目標年次」についてお示しています。改定の背景としましては、高齢者や障害者等を対象とした、バリアフリー化の取組を、引き続き推進していく必要がある中で、区では、平成15年度に「杉並区交通バリアフリー基本構想」を、平成25年度には、バリアフリー法に基づき「杉並区バリアフリー基本構想」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めてきました。こうした中、バリアフリー法の改正や、現行のバリアフリー基本構想が、令和3年度をもって目標年次を迎えたことを受け、杉並区バリアフリー基本構想を改定することとしています。

素案の2ページ目に記載をしている本構想の位置づけとしては、区のバリアフリーの推進に係る総合的な方針を示すものとし、改定にあたりましては、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づくとともに、区の上位計画である杉並区基本構想や総合計画、改定中の杉並区まちづくり基本方針、また、関連計画として策定作業中の杉並区地域公共交通計画、杉並区保健福祉計画等との整合・調和を図ります。目標年次は、上位計画との整合を図り、令和12年度（2030年度）としています。

続きまして、「第2章 バリアフリー化の現状と課題」として、素案22ページ、「これまでの重点整備地区における成果」についてご説明いたします。

平成25年度に策定した「旧杉並区バリアフリー基本構想」では、重点整備地区として方南町駅周辺地区を設定しました。

当該地区のバリアフリー化の進捗状況は、令和3年度末時点で、バリアフリー化の事業として定めた全77事業のうち69事業、全体の89.6%が実施済みまたは継続中となっています。

特に大きな成果としては、方南町駅にエレベーター、エスカレーター、バリアフリースイッチが新たに設置されたことや、和泉保健センターのエレベーター設置、小中学校の入口の段差解消などがございます。一方で、環状7号線等の生活関連経路の無電柱化の整備などは、未実施となっています。

続きまして、素案 23 ページの「交通バリアフリー基本構想における重点整備地区」についてご紹介します。

平成 15 年度に策定した「杉並区交通バリアフリー基本構想」では、JR 高円寺駅・東京メトロ新高円寺駅・東京メトロ東高円寺駅の 3 駅を含む高円寺地区を重点整備地区に定め、鉄道駅と道路のバリアフリー化を進めてまいりました。

鉄道駅では、平成 25 年度に東高円寺駅にエレベーターが整備されたことにより、3 駅ともエレベーターの設置が完了しています。

また、バリアフリースイレについても全駅で設置がなされています。

道路については、対象としていた区道及び都道において、歩道のセミフラット化や無電柱化の整備、視覚障害者誘導用ブロックの敷設などがなされています。

こうした成果から、高円寺地区は、現行のバリアフリー基本構想において重点整備地区からは外されておりますが、区としては、建築物等の適切な維持管理等を通じ、引き続きバリアフリー化の取組を継続して推進してまいります。

続きまして、素案の 28 ページから 37 ページまでに該当する「第 3 章 分野別の方針」についてご説明します。

この項目では、第 18 回の連絡会においてお示しした、新たな基本理念や基本方針の実現を目指すため、分野別の方針を定めています。28 ページから 29 ページでお示ししている公共交通分野では、エレベーター等によるバリアフリー経路や、バリアフリースイレは、区内全駅において整備済みとなっておりますが、これらの適切な維持管理や改善を進めていくとともに、ホームや車両の安全対策、駅職員を対象とした研修教育等を推進していくこととしています。

また、素案の 33 ページ、34 ページには、教育啓発・心のバリアフリーに関して記載をしています。

職員の意識向上として、区の職員を対象に障害差別の解消の推進に関する対応の周知徹底を図ることや、障害理解を深めるための研修の実施を行ってまいります。

また、34 ページから 37 ページでは、その他の事業として、情報伝達や外出支援、移動の選択肢の拡充等について記載をしています。情報伝達としては、すぎナビを活用した「バリアフリーに関する総合的な情報発信」や「ICT を活用した視覚障害者等に向けた誘導案内システムの導入の検討」を推進していきます。移動の選択肢の拡充として、杉並区地域公共交通計画と連携し、新たなモビリティとして、時速 20 km 未満で走行するグリーンスローモビリティ等の調査研究を進めます。

以上の他に、道路や路外駐車場、都市公園、建築物、交通安全の計 8 つの

分野としております。

続きまして、特定事業についてご説明いたします。

素案の 41 ページから 45 ページでは、重点整備地区に関する内容を記載していますが、前回お示しした、数値評価の結果から 4 地区を重点整備地区として設定しています。素案の 46 ページには、生活関連施設と経路について記載をしています。

続いて、素案 47 ページから 49 ページには、特定事業の個別方針を記載しています。

続いて、「第 5 章 重点整備地区における地区別バリアフリー推進計画」についてご説明いたします。本章では、4 地区の重点整備地区におけるバリアフリーの推進計画として、課題やバリアフリー化の方針、生活関連施設や生活関連経路を定め、それらを対象に特定事業を設定しています。素案の 51 ページから 91 ページまでが対象となりますが、詳しい内容については、割愛させていただき、各地区で実施していく特定事業の数など、大まかな規模感をお示しさせていただきます。

素案の 51 ページから 60 ページまでが、荻窪駅周辺地区の内容となります。JR 荻窪駅・東京メトロ荻窪駅、杉並保健所などの 23 の生活関連施設、荻窪地下道や青梅街道など 21 路線、126 の特定事業を定めています。素案の 61 ページから 70 ページまでが、阿佐ヶ谷駅周辺地区で、JR 阿佐ヶ谷駅・東京メトロ南阿佐ヶ谷駅、杉並区役所など 21 施設、中杉通りなど 9 路線、117 の特定事業を定めています。素案の 71 ページから 82 ページまでが富士見ヶ丘・高井戸駅周辺地区で、富士見ヶ丘駅、高井戸駅、高井戸市民センターなど 30 施設、環状 8 号線など 14 路線、177 の特定事業を定めています。最後に素案の 83 ページから 91 ページまでが、方南町駅周辺地区となります。東京メトロ方南町駅、方南区民集会所など 29 施設、環状 7 号線、方南通りなど 5 路線、120 の特定事業を定めています。

素案の 93 ページには、区内全域で実施する事業を記載しています。区内全域に路線があるバス事業者や、安全啓発などの交通安全事業、教育啓発に関しては、地区を特定せずに取り組んでいくこととして、区内全域で取り組むものとしています。

続いて、素案 97 ページから 100 ページでお示ししている「第 6 章 バリアフリー化の実現に向けて」についてご説明いたします。

本章では、先に定めたバリアフリー化の方針や事業を進めていくにあたり、より実現性を高めていくための取組について記載をしています。

素案の 97 ページでは、特定事業計画について記載をしています。

第 5 章で設定した特定事業を具体的に進めていくため、特定事業を実施する事業者には、令和 5 年度中を目標に、特定事業計画を策定していただきます。策定にあたっては、当事者の意見が反映されるよう、区民参加による計

画策定を促します。

特定事業計画の実施にあたっては、策定した計画に基づくとともに、必要に応じて事業の見直しを行い、実現性の高い計画とするよう努めていきます。また、事業の進捗状況については、杉並区バリアフリー推進連絡会において、実施の評価・検証を行い、継続的なバリアフリーの推進を目指します。

素案の 98 ページでは、課題解決に向けた先端技術の積極的な活用として、スマートフォン等を用いた音声案内サービスなどの ICT を活用した視覚障害者等の誘導などを調査することとしています。区では、こうした先端技術の調査研究を進めます。

また、参考としまして、近日予定している実証実験をご紹介させていただきます。参考資料 2 として、実証実験のチラシをお配りしておりますが、令和 4 年 11 月 13 日（日）から 26 日（土）の 2 週間、阿佐ヶ谷駅周辺においてナビレンスの実証実験を行います。

第 18 回の連絡会の際にもご紹介しましたが、ナビレンスとは、カラフルな QR コードのようなものをポスターのように掲示し、それをスマートフォンのカメラで読み込むと、目的地までの案内が音声で読み上げられるシステムです。視覚障害者や外国人等の移動や行動を助ける新たな手法として期待されています。

実証実験は NPO 法人が主催で、杉並区と JR さん、JR 都市開発さんの協力により実施します。

実施エリアは、JR 阿佐ヶ谷駅から東へ高架下を抜け、阿佐谷地域区民センター内までの区間となります。

なお、スマートフォンのアプリは無料で利用ができます。お時間などございましたら、お試してください。

区では今後も、こうした新たな技術の積極的な活用に取り組んでまいります。

素案の 99 ページ、100 ページでは、バリアフリー基本構想の評価・検証、見直しについて記載しています。

素案の 101 ページ以降は資料編として、これまでの検討経過や、旧バリアフリー基本構想の特定事業の成果、アンケート調査やまち歩きの結果、関連する法令や整備基準、用語解説を掲載しています。

最後に今後のスケジュールについてご説明します。本日お示ししている素案は、いただいたご意見等を踏まえ、令和 5 年 1 月頃にパブリックコメントを予定しております。パブリックコメントの実施に向けた庁内手続きにあたり、本日お示ししている内容に修正・変更等が発生した際は、改めて委員の皆様へ郵送にて共有をさせていただきます。次回の「第 20 回杉並区バリアフリー推進連絡会」は 12 月頃に書面開催とし、区民の皆様から頂いたご意見を踏まえ、修正結果をご報告致します。その後、3 月に「バリアフリー基

本構想」の改定版とする予定です。

また、令和5年度以降のスケジュールとしては、杉並区バリアフリー推進連絡会を年間2回程度の頻度で開催する予定です。

「第21回杉並区バリアフリー推進連絡会」は令和5年夏頃、「第22回杉並区バリアフリー推進連絡会」は令和6年1月以降に開催を予定しています。詳細な時期等については、来年度以降、改めてご連絡をいたします。

杉並区バリアフリー基本構想の改定作業は、昨年度から2ヶ年をかけ進めて参りましたが、本連絡会の委員の皆様におかれましては、大変貴重なご提言や、ご支援を賜りましたこと、事務局一同、心より御礼申し上げます。

引き続き、本基本構想の改定作業や区のバリアフリーの施策については、継続して取り組んでまいりますので、何卒よろしくごお願い申し上げます。

事務局からは以上となります。

#### 4 質疑応答

##### ○事務局

ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

##### ○事務局（交通施策担当課長）

1点補足させていただきます。参考資料3として、グリーンスローモビリティの実証実験に関する資料を添付しております。11月3日から13日までの間で、荻窪駅から大田黒公園を巡る一周30分程度の行程で、5人乗りの車両が巡回します。乗車は無料のため、よろしければご利用ください。

資料1についても補足させていただきます。第18回杉並区バリアフリー推進連絡会の意見シートでいただいたご意見とその対応について、記載しています。昨今の新しい動きの中で、インクルーシブやウォークブル等の専門用語が多く、一般の方に読みにくいという意見がございましたので、そのような点等の見直しをしています。

生活関連経路についても、鉄道駅から生活関連施設までのルートが連続していないというご意見を受け、見直しをしています。また、庁内の関係各課、関係事業者との調整を図ってきましたが、再調整をする意向もございましたので、不足している点がありましたら、事務局までご連絡いただければと思います。

##### ○江守委員

非常に充実したバリアフリー基本構想を作成していただき、ありがとうございます。前回の連絡会の結果も十分に反映されており、綺麗にまとめられていると思います。

私自身は、第6章、97ページ以降が非常に重要だと思っています。後半

でご説明いただきましたように、基本構想改定後の具体的な事業計画を進めていく段階に、十分な区民参加による計画の策定の推進、区民参加による事業実施の促進が盛り込まれています。継続的なバリアフリーの推進を目標として掲げられており、非常に心強いと感じています。こうした区民参加による計画の推進、事業の実施を確実なものにするための思案について、ご説明いただきたいと思います。

もう1点、杉並区バリアフリー推進連絡会は、今後も継続されるということでしょうか、確認させていただきたいと思います。

#### ○事務局（交通施策担当課長）

区民参加について、素案103ページに、平成26年2月に杉並区バリアフリー推進連絡会の設立以降の開催経緯を示しています。ご覧のとおり、策定後は、重点整備地区内における特定事業の整備計画策定に取り組み、その後、区有施設の施設見学会などを定期的実施していきます。

今後は、区民の方を募りながら、先ほどのナビレンスの実証実験に取り組むNPO法人を通じた取組や、重要視をしている踏切の安全対策についての取組等を企画していきたいと考えています。

同様に、杉並区バリアフリー推進連絡会は、年2回程度継続的に開催しつつ、取組をブラッシュアップしていきたいと思っています。

#### ○江守委員

ありがとうございました。

一昨日、連続して2区でバリアフリーの会議に出席していました。そのうち、1区では、バリアフリー基本構想で特定事業に決めたことが落とし込めていないという課題が出てきています。

さらに住民参加という部分では、当事者団体などへのヒアリングが円滑に進んでいないということもありますので、継続的にこのバリアフリー推進連絡会を通じ、関係団体との関係性を維持してもらいたいと思います。

事業者の方も、事業を計画したものの、実現が難しいことがあれば、事務局に相談していただければと思います。ハード面の整備を進めることだけが目的ではなく、その根底にある課題を見直していくために、バリアフリー推進連絡会を活用していただき、折り合いをつけていくことも非常に重要だと思います。無理をお願いしているとは重々承知していますが、折り合いをつけつつ推進していくことが非常に重要だと思っています。

#### ○島津委員

素案の12ページの本文中に「高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援」とあります。たたき台の時点では、さらに「障害



者の社会参加と地域生活の支援」と記載されていましたが、素案では削除されていました。その意図をお教えてください。

○事務局（交通施策担当課長）

ご指摘ありがとうございます。作業上のミスにより削除してしまったと考えられますが、必要な内容であるため、再度追記いたします。

○石橋委員

公園のバリアフリートイレについて、バリアフリー化と同時に防災機能も整備していただきたいと思います。

○土肥野委員

近年、トイレを設置する際は、バリアフリートイレを整備してきています。また、都市公園法の建築物の制限もあり、バリアフリートイレ以外にも園内にマンホールトイレを設け、災害時の活用も可能にしています。各所管課と情報共有しつつ進めていきます。

○石橋委員

阪神淡路大震災では、便器を壊して、地下ピットを活用したと聞いています。マンホールトイレだけでなく、トイレの下にあるピットを活用できるようにした便器もあるので、災害時でもトイレが使えるように配慮していただきたいと思います。

○土肥野委員

防災倉庫の設置や備蓄状況も加味しながら、災害時のトイレの対応への工夫をしてまいります。

○会長（都市整備部長）

それでは、ご講評をいただきたいと思います。

○江守委員

全体の印象として、非常に充実した基本構想になっていると思います。また、現構想についても、事業の進捗状況が89.7%と非常に高い水準となっています。しかし、残りの10.3%について、どのような課題があるのかももう一度、見直した方がよいと思っています。全ての事業をできるわけではありませんが、そこに課題が集積されていて、基本構想に活かせることもあると思っています。そのあたりは、丁寧に見る必要があると考えています。

先程述べたとおり、今は、基本構想として概ねの計画を立てたという段階

で、次の具体的な計画を立てていく段階では、様々な関係者の方々のご協力がさらに必要になります。このバリアフリー推進連絡会を活用し、よりよい杉並区を構築していけるとよいと思っています。

#### ○大原会長

総評的に申し上げますと、この時期に、バリアフリー基本構想を改定するにあたっては、様々な新しい動向を取り込んでいくことがポイントだったと思います。

杉並区の場合は、重点整備地区を1地区から、複数の地区に展開し、区全体の考えを広げていく方向性について、短い時間で検討を進めたことは、大変評価できるものだと思います。新しい要素も取り込んでいると思いますが、できれば、もう少し様々な展開が加えることができると思ったと思っています。

一つは、杉並区らしさを打ち立てはどうかということです。杉並区の場合は住宅都市として、住みやすさや、生活に重点としたまちづくりを掲げていたかと思います。その点から考えると、なかなか住宅地や、集合住宅団地のバリアフリーには踏み込んでいません。バリアフリー基本構想の手順では、まずは駅周辺を中心に考えることとなっています。杉並区は駅周辺について、まだ取り組むべき事項があるため、次の課題としてさらに住みやすい住宅地での移動や使い勝手のよい生活の仕方に踏み込んでいけるのではないかと期待しています。

加えて、直近のバリアフリーに関連する動向として、江守委員から他自治体について紹介いただきましたが、様々な動きがあるため、杉並区も取り残されないように進めていただきたいと思います。

また、先程のご意見にもありましたが、当事者参加による計画策定の重要性が重要な論点となっています。練馬区では先行して取組を進めており、逗子市では公共施設に関する要綱に当事者の参加について以前から定めています。

ある県では、条例の中に当事者参加を盛り込むことが議決されるなど、今後も当事者参加は深まっていくと思います。そうした視点から考えると最後のページに当事者参加について、基本構想に書き込んでいることは評価できます。実際に進めていくにあたっては、バリアフリー推進連絡会で様々なことについて、議論を重ねる必要があると思っています。

続けて、個人的には教育施設である学校を重視しています。特に公立小・中学校はバリアフリー法の改定により、バリアフリー化を強化することが大きく打ち出されました。ご意見にもありましたが防災上、避難所として大変重要な施設だからです。学校のバリアフリー化を、個別の建築物のバリアフリー化ととらえずに、まちづくりとして捉えて進めていくとよいと思いま

す。加えて、杉並区はインクルーシブ教育という視点では、他区にはない設備や取組に先進的に取り組まれているので、その点についても学校施設の整備に対する論点として加えてもよいかと思えます。

先々の視点について申し上げましたが、改定中のバリアフリー基本構想には、そうした面も反映されています。ここまでまとめあげたことも大変評価できると思えます。

○事務局（交通施策担当課長）

ご講評ありがとうございました。さらに先に向けた視点でご講評いただき感謝申し上げます。

6 閉会

○事務局（交通施策担当課長）

この連絡会を通じて、施設を建設する際の当事者の意見を反映していくような流れができつつあります。今後も一層、杉並区バリアフリー推進連絡会にご参加いただいている交通事業者の皆様、区民の皆様と連携して進めていきたいと思っています。

今回の議事録については、区のホームページに掲載いたします。先ほどご説明したバリアフリー基本構想（素案）は、本日いただいたご意見や文言等を精査した後に、パブリックコメントを実施します。委員の皆様にはパブリックコメントの実施前に、資料を郵送いたします。皆様からいただいたご意見等を踏まえて、バリアフリー基本構想の改定とさせていただきます。

バリアフリー推進連絡会は、12月に書面での開催を予定しています。

○会長（都市整備部長）

パブリックコメントを実施する前に最新版の資料をお送りさせていただきますので、委員の皆様方もご確認いただければと思います。以上をもちまして第19回杉並区バリアフリー推進連絡会を閉会させていただきます。

以上